

○岡山県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

平成19年3月28日

広域連合条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6か月以下の期間、その発令の日に受ける給料及び地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、岡山県後期高齢者医療広域連合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第2号）第3条に規定する基本報酬の額及び同条例第8条に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6か月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月21日広域連合条例第3号）

(施行期日)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月15日広域連合条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。